

マツダスタジアム「わがまち魅力発信隊」事業 出店者募集要項

1. 趣旨

マツダスタジアムに来場される、県内外の幅広い年齢層の来場者に対して、安芸太田町の魅力を広くPRし、安芸太田町の認知度向上と観光誘客を図る。

2. 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1)町内に事業所がある者、及び町内で商品を販売する団体であること
- (2)事業を通じて安芸太田町のPRに協力できること
- (3)出店に必要なスタッフや備品等を準備できること
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に該当しない者

3. 出店の詳細

開催日	令和7年7月16日(水) DeNA戦 (18時試合開始)
販売時間	開場時間(15時)から7回裏終了まで ※開場30分前(14時30分)までに会場設営を完了し、販売体制を整えること
出店場所	マツダスタジアム レフト広場
出店料	無料
当日スタッフ	特産品等の販売(実演販売含む)に対応できる人数を確保すること ※物販は1事業者あたり、原則2名以上 ※1事業者あたり、3名まではスタッフパスを配布(不足する場合は、別途入場券が必要) ただし、他事業者との調整により、4名以上でも入場券購入が不要となる場合あり
出店品目	安芸太田町において生産・収穫された物品を原料として製造された加工品や、それらを材料として実演販売する物品など、安芸太田町と関連性があり、安芸太田町のPRに資する商品であること ※調理を行う場合は、管轄する保健所の「臨時出店に関する取扱ガイドライン」等に準じるもので、且つ、マツダスタジアムでの販売条件をクリアするもの ※主催者から販売品目の変更を求められる場合あり ※事前申請していない物品の当日販売はできない ※球場内に瓶、缶、ペットボトルは一切持ち込みができないため、瓶、缶、ペットボトル入り商品の販売はできない
募集数	物販 4事業者
その他	(1)雨天等の事由により、試合が中止となった場合でも、一切の補償は行わない。 (2)出店に係る費用(人件費、材料費、調理器具等のレンタル代、交通費、駐車場代等)は出店事業者が負担する。

4. 出店場所の詳細

ブースサイズ	1ブース(1事業者) 縦4.5m×横3m ※テントは常設のため、移動不可	
貸出品	1事業者あたり長机2台まで ※出店者決定後に希望数を確認し、調整予定	
搬入	徒歩(エレベーター、スロープ)または車両(総重量1.5t以下のみ) ※徒歩による搬入の場合でも、事前申請により指定時間までは1塁側関係者駐車場を利用可能	
搬出	原則、徒歩(スロープを利用) ※車両は場内から完全に来場者が退場するまで進入不可(目安:試合終了後1時間半以降)	
環境	水道	2層シンク×2台あり(常設) ※他事業者との共用 ※飲用不可
	電気	2000W/100Vコンセント×6ヶ所あり ※他事業者との共用となる可能性あり ※1ヶ所あたり2,000Wを超える使用は厳禁
	火気	使用可能 ※炭火・フライヤー・ガスコンロ等の設備は事業者で準備すること ※床面の損傷(焦げ・溶け)防止のため、石膏ボードや耐火ブロック等の断熱物(コンパネ板やブロック材)の使用と合わせ、灰や油による汚損防止のためブルーシートも使用すること

5. 申込み

令和7年5月9日(金)17時までに、以下の書類を安芸太田町産業観光課宛にメール、郵送、持参のいずれかの方法で提出する(必着)。

- (1)わがまち魅力発信隊出店申請書(様式第1号)
- (2)誓約書(様式第2号)

6. 審査

申請内容について、安芸太田町への観光誘客やPRに寄与することを基準に町で審査を行い、出店者を決定する。

- (1)必要に応じて、ヒアリングや追加資料を求める場合がある。
- (2)審査の過程や内容等についての問合せには一切応じない。
- (3)一定の基準に達しないと審査された場合は、募集数に満たなくても選定しない。

7. 決定出店者の責務

- (1)出店にあたり、仕入先や車両情報等、安芸太田町から求められた情報・書類は期限内に提出する。
- (2)安芸太田町(カープ球団含む)から求められたガイドライン等を遵守する。
- (3)出店に際し、事前告知やブース装飾等により出店効果をあげる工夫を行う。